

水質管理目標設定項目の一部改正案について

第12回厚生科学審議会生活環境水道部会における、内閣府食品安全委員会における清涼飲料水に係る健康影響評価結果等を踏まえた水質管理目標設定項目についての審議結果に基づき、以下のとおり改正を行うものである。

改正案

農薬類の対象農薬リスト中の目標値の見直し

- ・「アセフェート」に係る目標値を現行の「0.08mg/L」から「0.006mg/L」に改める。
- ・「ベンフルラリン（ベスロジン）」に係る目標値を現行の「0.08mg/L」から「0.01mg/L」に改める。
- ・「ペンディメタリン」に係る目標値を現行の「0.1mg/L」から「0.3mg/L」に改める。
- ・「アラクロール」に係る目標値を現行の「0.01mg/L」から「0.03mg/L」に改める。
- ・「フェンチオン（MPP）」に係る目標値を現行の「0.001mg/L」から「0.006mg/L」に改める。
- ・「フェントエート（PAP）」に係る目標値を現行の「0.004mg/L」から「0.007mg/L」に改める。
- ・「ベンスルフロンメチル」に係る目標値を現行の「0.4mg/L」から「0.5mg/L」に改める。

(参考資料)

第12回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成24年3月5日）

資料2 水質基準等の見直しについて

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000024pyr-att/2r98520000024q3y.pdf>) (PDF:256KB)